

霞城西部

地域包括支援センター
だより

平成22年
~第12号~

冬号

【発行責任者】
山形市社会福祉協議会
霞城西部地域包括支援センター
センター長 長岡 芳美
住所：山形市城西町2-2-22
電話：647-8010

平成22年も

よろしくお願ひします。



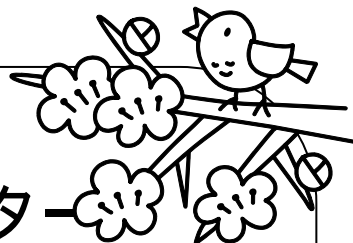
第十地区・飯塚地区・榎沢地区のみなさま、こんにちは！

霞城西部地域包括支援センターは、地域のみなさまの身近な相談窓口として介護保険や福祉に関するご相談をお受けしております。

そんな中、最近飯塚地区を中心に悪質商法のトラブルに巻き込まれている方が急増しています。突然家に訪問されて、不必要な工事を勧められ、断りきれずに何百万円の契約を結んでしまったなどということも起きています。

トラブルに巻き込まれないよう予防するために悪質商法について正しい理解を深めましょう！

山形市社会福祉協議会
霞城西部地域包括支援センター

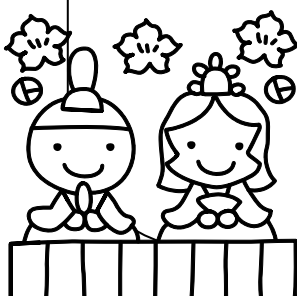


社会福祉士 河合 栄 美
保健師 青山 明 子
主任ケアマネジャー 青木 君 子

住所 山形市城西町2-2-22
山形市総合福祉センター 2階

647-8010

どうぞよろしくお願ひいたします。



被害が急増し
ています！

身近な悪質商法！



1. 振り込め詐欺

還付金等詐欺

社会保険事務所の職員や自治体職員、税務署員を装い、電話で「医療費（保険料・税金など）を還付します」といい、銀行のATMに誘導しようとしています。

公的機関がATMを操作させて税金などを還付することは絶対にありません。

融資保証金詐欺

まずハガキや電話で「即日ご融資」などの誘いがあり、融資の申し込みをすると「保証金」「審査料」などの金銭の支払いを要求してきます。

迷った時はすぐに支払いをせずに警察に相談しましょう。

2. 悪質リフォーム

突然訪問してきて「お宅の家はこのままだと危ない」と言って不安にさせる業者には要注意です。工事を急がせ、屋根工事、床下工事、各種の補強工事など、次々に高額な料金を工事の契約を迫ってきます。

工事契約を結んでも、訪問販売の場合契約から8日以内であれば契約を解除できるクーリングオフが適用されます。また、8日間を過ぎていたり、工事が完了していても解約できる場合もあります。あきらめずに相談しましょう。

3. 点検商法

点検と称して訪問し、「法律で義務付けられている」とか「無料で点検をする」などとあたかも正規の点検のふりをしながら断れない状態にし、最終的に高額な商品やサービス売りつけるのが「点検商法」です。

点検商法はクーリングオフができます。工事が済んでしまっている場合でも契約の解除は可能です。8日間を過ぎてしまった場合でもあきらめないで相談しましょう。

4. かたり商法

「消防署の方から来ました」などと消防署の職員のふりをして「消火器の設置が必要」とか「消防法の改正で火災警報器を設置しないと処罰される」として消火器や火災警報器などを売りつけます。それらしい服装なので信じてしまいがちですが、どこに所属する人なのかきちんと確認しましょう。

かたり商法はクーリングオフができます。また8日間を過ぎた場合でもあきらめないで相談しましょう。

5. 送りつけ商法

注文していない商品が勝手に送られてきて、代金を請求されるのが「送りつけ商法」の手口です。請求書などで代金を請求するものと、代金引換の宅配便や郵便などで送られることもあります。

不明な商品が届いたら、返品するかそのまま手付かずのままにしておきましょう。14日たてば処分しても問題ありません。万一、業者が返還を求めてきた場合は着払いで返送しましょう。代金引換で商品が届いた場合は要注意！代金を払うと返金は難しくなります。注文した覚えのないものは受け取らないようにしましょう。

6. 催眠商法

特設会場を設け、販売員が話術で会場をわかせながら、次第に高価な商品を買わせませす。はじめは景品を無料で配ったり、生活用品などを安く売りますが、徐々に健康器具など的高額商品を購入させるのが手口です。

催眠商法はクーリングオフができます。契約から8日間以内であれば契約を解除できます。また、磁気マットや布団類は「使用後」でもクーリングオフが可能です。

悪質商法にひっかからないための 心得5か条

1. 財産や家族構成をむやみに教えない
2. 契約前に家族や公的機関に相談を！
3. 断るときはハッキリと！
4. 署名やハンコはすぐしない、押さない
5. うまい話は、まず疑う

クーリングオフの仕方



訪問販売や、電話で強引な勧誘を受けて思わず契約してしまった場合、一方的に契約を解除できます。

クーリングオフの仕方

契約書を受け取った日を含めて、8日間以内にハガキなどの書面を発信して行います。

必要事項を下記のハガキに書いて、証拠としてコピーをとり保管します。

ハガキは「配達記録」か「簡易書留」で送ります。

クーリングオフができないケース

自分からお店に行ったり、広告を見て電話やインターネットで申し込んだ場合、通常クーリングオフができないので注意してください！！

<p>契約解除(申し込み撤回)通知書</p> <p>契約(申込み)日:平成 年 月 日</p> <p>商品名:</p> <p>契約金額: 円</p> <p>販売会社名: 会社</p> <p>(担当者名):</p> <p>上記の契約を解除します。すみやかに支払い済みの 円を返金し、商品を引き取ってください。</p> <p>申し出日:平成 年 月 日</p> <p>契約者住所:</p> <p>契約者氏名: 印</p>	<table border="1"><tr><td>切手</td><td>□ □ □ — □ □ □ □</td></tr><tr><td>配達記録郵便</td><td>会社御中</td></tr><tr><td></td><td>県 市 町</td></tr></table>	切手	□ □ □ — □ □ □ □	配達記録郵便	会社御中		県 市 町
切手	□ □ □ — □ □ □ □						
配達記録郵便	会社御中						
	県 市 町						

ご相談は・・・山形市生活情報センターへ

山形市生活情報センター TEL 647 - 2211

(霞城セントラル3階)相談受付:火～日曜【月・祝日休館】9:30～17:30

地域包括支援センターでも

いつでもご相談させていただきます。

お気軽にご連絡ください！